

令和7年度 大村市3世代同居・近居促進事業

補助金最大40万円!



**新たに3世代(親、子、孫※1など)で同居・近居する
ための住宅の新築や改修工事、住宅の取得を支援します!**

⇒これから子育てを考えられているご夫婦(将来3世代)も対象になります!

※1 小学生以下の子どもが対象です。

事業の目的

安心して子どもを産み育てることのできる住まい・居住環境の整備に補助を行うことにより、出生率の向上や子育て支援を図ります。

補助メニュー・補助額

- ◆令和7年4月1日以降に新たに同居・近居する方が対象になります。
- ◆工事着工前(売買契約前)に交付申請・決定を受ける必要があります。
- ◆他の補助金(国の補助など)の交付を受けている部分又は受ける部分については補助の対象となりません。

| メニュー | 住宅の取得 (新築・中古) | 新築工事 | 改修工事※4 |
|------|--------------------------------|------|--------|
| 同居※2 | 対象経費の合計に対して、 補助率1/5(上限40万円) | | |
| 近居※3 | | | |

<改修の対象となる工事>

- ①間取りの変更等
- ②台所・浴室・トイレ・洗面所等の改修・増設
- ③バリアフリー改修
- ④屋根・天井・外壁・床・窓の断熱改修
- ⑤浄化槽の設置・入れ替え

※2 同居とは、対象住宅に大村市外または大村市内から移住すること。

※3 近居とは、対象住宅に大村市外から移住すること。

※4 改修工事については、市内に本社を有する法人又は市内に住所を有する個人が施工するものに限ります。

子育て世帯

小学生以下の子ども(妊娠中の方を含みます)がいる子育て中の世帯

子育て希望世帯

現在子どものいないご夫婦※5で、今後子育てを予定する世帯

※5 夫婦の合計年齢が申請時点において80歳以下の若年世帯を対象とします。

同居・近居

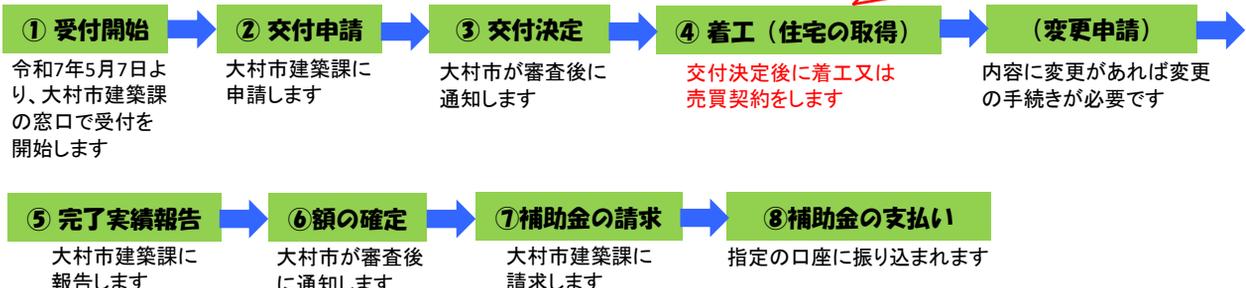
親等の世帯

子育て(希望)世帯を支援する世帯
⇒父母、おじおば、祖父母など

申請窓口・申請から補助金支払いまでの流れ

- ◆申請窓口は大村市建築課になります。
- ◆申請には戸籍謄本や住民票、図面などの添付が必要です。

(重要) 建築確認申請が必要な場合は着工前に別途手続きが必要ですので、ご注意ください!



【お問合せ先】 大村市建築課指導グループ TEL:0957-53-4111 (内線482、483)